<関連規定>

特許法

(手続の補正)

第17条 (略)

2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかか わらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をするこ とができない。

3 · 4 (略)

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

- 第17条の2 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることが できる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合 に限り、補正をすることができる。
 - 一 第五十条(第百五十九条第二項(第百七十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
 - 二 拒絶理由通知を受けた後第四十八条の七の規定による通知を受けた場合 において、同条の規定により指定された期間内にするとき。
 - 三 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後 に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にす るとき。
 - 四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。
- 2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。
- 3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第八項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4~6 (略)

- 第36条の2 特許を受けようとする者は、前条第二項の明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書又は特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を経済産業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国語で記載したもの(以下「外国語書面」という。)並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外国語で記載した書面(以下「外国語要約書面」という。)を願書に添付することができる。
- 2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出 願(以下「外国語書面出願」という。)の出願人は、その特許出願の日(第四十 一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規 定する先の出願の日、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条 の三第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三条の三第一項若しく は第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願 若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月 二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四 年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千 九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に 関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第四条C(4) の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の 出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十 三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)又は第 四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴 う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先 の日。第六十四条第一項において同じ。)から一年四月以内に外国語書面及び 外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければなら ない。ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出 願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定に よる出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用 新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であ つても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出 願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による 翻訳文を提出することができる。
- 3 特許庁長官は、前項本文に規定する期間(同項ただし書の規定により外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間。以下この条において同じ。)内に同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出がなかつたときは、外国語書面出願

の出願人に対し、その旨を通知しなければならない。

- 4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。
- 5 前項に規定する期間内に外国語書面(図面を除く。)の第二項に規定する翻訳 文の提出がなかつたときは、その特許出願は、同項本文に規定する期間の経 過の時に取り下げられたものとみなす。
- 6 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、第四項に規定する期間内に前項に規定する翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。
- 7 第四項又は前項の規定により提出された翻訳文は、第二項本文に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
- 8 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(拒絶の査定)

- 第49条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特 許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
 - 一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項又は第四項に規定する要件を満たしていないとき。

二~五 (略)

六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

七 (略)

特許法施行規則

(外国語書面出願の言語)

第25条の4 特許法第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語は、英語その他の外国語とする。

(翻訳文の様式等)

第25条の7 (略)

2 · 3 (略)

4 特許法第三十六条の二第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。

5~8 (略)